平成30年度 環境セミナー

産業廃棄物の排出者責任及び適正処理について

平成30年9月27日沖縄県南部保健所

目次(話の流れ)

- 1 排出事業者の責任とは?
- 2 廃棄物とは?産業廃棄物とは?
- 3 産業廃棄物を適正に処理するために はどうしたらいいの?

排出事業者の責任とは?

〇基本的な考え方

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する

- 1 排出者が自らの手で処理する
- 2 委託して処理する

委託する場合は、

- ①許可業者と委託契約を締結する
- ②委託の度にマニフェスト(産業廃棄物管理票)を正しく使用する
- ③産業廃棄物が最終処分されるまでの全ての行程を確認する

目次(話の流れ)

- 1 排出事業者の責任ってなに?
- 2 廃棄物ってなに?産業廃棄物ってなに?
- 3 産業廃棄物を適正に処理するために はどうしたらいいの?

廃棄物とは?

廃棄物処理法では、「<mark>廃棄物</mark>」とは、使用を終え、不要となったもので、かつ、その物が他人に対し有償で売却することができなくなったものであって、固形状又は液状のものとされています。

廃棄物の分類

産業廃棄物 (事業活動に伴って生じた廃棄物で、 法令で定められた20種類の廃棄物) 廃棄物 特別管理産業廃棄物 事業系一般廃棄物 -般廃棄物 (事業活動に伴って生じ た廃棄物で産業廃棄物以 外のもの) 家庭廃棄物

特別管理一般廃棄物

産業廃棄物の種類

どのような業種から排出され ても産業廃棄物となるもの	特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物となるもの	
①廃プラスチック類	①3紙くず	
②ゴム<ず	14木くず	
③金属くず	① 繊維くず	
④ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	16動植物性残さ	
⑤がれき類	⑪動物のふん尿	
⑥燃え殻	18動物の死体	
⑦汚泥	⑨動物系固形不要物	
8廃油	→13~19の廃棄物については、特定	
9廃酸	の業種以外から排出された場合は、	
⑩廃アルカリ	産業廃棄物ではなく、事業系一般廃 棄物に分類される!	
①鉱さい		
①ばいじん		
②上記①から⑨の産業廃棄物を処理したもの(コンクリート固型化物等)		

ガイトブックP5

特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物となるもの(紙くず)

〇産業廃棄物の「紙くず」に該当するもの 建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品 製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加 工業から生じた紙くず



事務所から出た廃棄書類、スーパーから出た段ボールは、産業廃棄物の「紙くず」に該当しないため、事業系一般廃棄物に分類される。

特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物となるもの(木くず)

〇産業廃棄物の「木くず」に該当するもの 建設業、木材または木製品製造業、パルプ製 造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生 じた木くず。貨物の流通のために使用したパ レットに係る木くず。



事務所からでた木製の机・イス・棚、公園の管理から出た剪定枝は、産業廃棄物の「木くず」に該当しないため、事業系一般廃棄物となる。

事業系一般廃棄物の処理

- 〇事業系一般廃棄物は、産業廃棄物処理 業者は処理することができない!
- 〇事業系一般廃棄物は、市町村から許可を 受けた処理業者が、市町村施設へ搬入又 は処分
- 〇事業系一般廃棄物の処理は、市町村へ お問い合わせください

廃棄物の分類

産業廃棄物 (事業活動に伴って生じた廃棄物で、 法令で定められた20種類の廃棄物) 廃棄物 特別管理産業廃棄物 事業系一般廃棄物 -般廃棄物 (事業活動に伴って生じ た廃棄物で産業廃棄物以 外のもの) 家庭廃棄物 特別管理一般廃棄物

特別管理產業廃棄物

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

特別管理産業廃棄物を排出する排出事業者は、事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置が義務づけられています。

目次(話の流れ)

- 1 排出事業者の責任ってなに?
- 2 廃棄物ってなに?産業廃棄物ってなに?
- 3 産業廃棄物を適正に処理するために はどうしたらいいの?

産業廃棄物の適正処理

- ①分別
- ②保管基準
- ③自ら運搬する場合の基準
- 4自ら処理する場合の基準
- ⑤野外焼却の禁止
- ⑥建設廃棄物の事業場外保管の届出
- ⑦委託契約のルール(委託基準)
- ⑧マニフェストのルール
- ⑨建設工事に伴う廃棄物の処理責任
- ⑩最終処分までの行程を確認する

産業廃棄物の適正処理(1分別

発生した産業廃棄物を適正処理、又はリサイクルするためには、廃棄物の種類に応じた分別が必要です。

きちんと分別されていない廃棄物は、廃棄物処理 業者から、処理を断られる場合があります!

建築リサイクル法では、一定規模以上の工事実施にあたり、特定建設資材(①コンクリート、②コンクリートと鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート)の分別・再資源化が義務付けられています。

産業廃棄物の適正処理(②保管基準

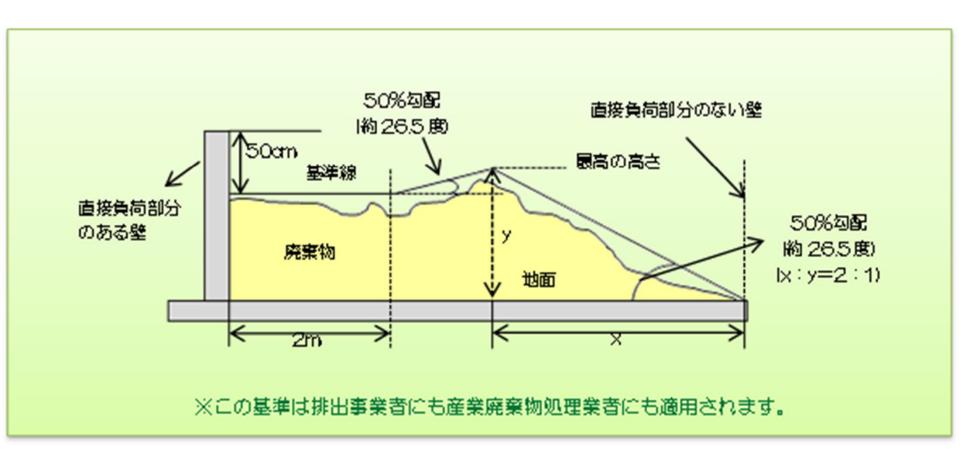
分別した産業廃棄物を現場内で保管する場合は、 生活環境の保全上支障のないように保管する必要 があります。

- 周囲に囲いを設けること
- ・飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散を防止すること
- 汚水が生ずるおそれのある場合は、排水溝等を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと
- ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫の発生を防止すること

産業廃棄物の適正処理②保管基準

- 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、 他の産業廃棄物と混合することのないように 仕切りを設けるとともに、覆いの設置、こん包 等の飛散防止の措置を講ずること
- 特別管理産業廃棄物を保管する場合は、普通の産業廃棄物と混ざることがないように仕切りを設けること

産業廃棄物の適正処理②保管基準



産業廃棄物の適正処理

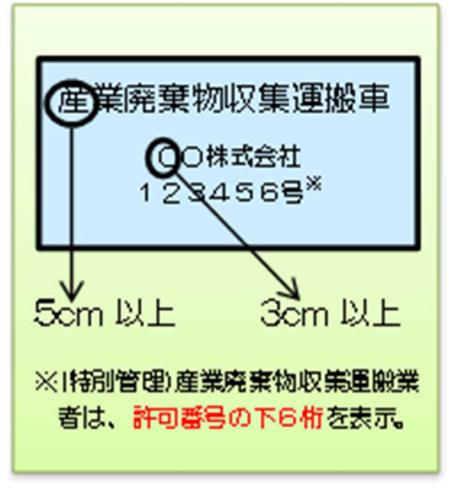
②保管基準

1	産業廃棄物保管場所		
- I	保管する 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
60am	管理者	環境課 産廃 太郎	
	連絡先	098-000-0000	
V	積上げ高さ	Om	
← 60aml以上 →			

- +1)産業廃棄物の保管の場所である旨
- +2)保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物が含まれる場合にはその旨を含む)
- 43)保管の場所の管理者の氏名又は名称
- 44)管理者の連絡先
- ←5)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積上げることのできる高さ

掲示板の表示例

- 〇産業廃棄物収集運搬業の許可は不要
- 〇収集運搬基準
- ■飛散、流出を防止すること
- ■悪臭、騒音、振動による生活環境の保全上 の支障を防止すること
- ■収集・運搬のための施設を設置する場合に は生活環境保全上の支障を防止すること
- ■石綿含有産業廃棄物の場合には、破砕をせず、かつ他の廃棄物と混合しないようにすること。



車体の表示例

- ■運搬車に次の事項を記載した書面を備え付けること
- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- 連搬する産業廃棄物を積載した日並びに積 載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- 連搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

〇積替え保管の基準 保管基準に加えて、

- 保管場所における1日当たりの平均的な搬出 量の7倍の数量を超えないこと
- 積替えした後の運搬先が定まっていること
- 適切に保管できる量を超えないこと
- 性状に変化がないうちに搬出すること
- 「掲示板の表示例」に掲げた各事項に加えて、 最大保管量を記載すること

産業廃棄物の適正処理 ④自ら処理する場合の基準

- 〇産業廃棄物処分業の許可は不要
- 〇一定規模以上の処理施設(ガイドブックP39参照)を設置するには許可が必要ですので、施設を設置する場合は必ず県環境整備課又は管轄の保健所に事前に相談してください。
- 〇自ら処理する場合は、帳簿の作成・記載・保 存の義務(ガイドブックP18参照)があります。

産業廃棄物の適正処理 ④自ら処理する場合の基準

〇中間処理の基準

- 保管に関する基準は、保管基準とほぼ同じ
- ・ 保管量は、処理施設における1日当たりの処理 能力の14倍の数量を超えないこと
- 掲示板については、保管基準の「掲示板の表示 例」に掲げた各事項に加えて、最大保管量の記 載が必要
- 廃棄物を焼却する場合には定められた構造の焼 却設備及び方法によること(ガイドブックP29参照)

産業廃棄物の適正処理 ⑤野外焼却の禁止

- ○「焼却禁止の例外」を除き、廃棄物を焼却してはならない
- ○焼却禁止の例外
 - ①廃棄物処理法に定められた処分基準に従って行う場合
 - ②他の法令又はこれに基づく処分により行う場合
 - ③公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活 環境に与える影響が軽微である場合
 - •河川管理者による河川敷の草焼き
 - ・災害時における木くず等の焼却
 - ・正月の「しめ縄、門松等」等の焼却
 - ・農業者が行う稲わら等の焼却
 - •漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却
 - たき火、キャンプファイヤー など

産業廃棄物の適正処理

6建設廃棄物の事業場外保管の届出

建設工事に伴って生じた産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管するときは、14日前までに保管場所を管轄する保健所に届け出なければなりません。

〇届出の対象

建設工事に伴い生じる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物で、保管場所の面積が300㎡以上の保管

〇保管基準

保管基準を満たす必要がある。

保管上限は、積替えのために保管する場合は平均搬出量の7日分、処分のために保管する場合は平均搬出量

契約する前に、処理を委託する産業廃棄物の種類が、受託者の許可の事業範囲に含まれることを確認すること!

〇委託契約時の5つのポイント

- 二者契約であること
- 書面で契約すること
- ・ 契約書に必要な項目を盛り込むこと
- 許可証の写しを添付すること
- ・ 契約書を5年間保存すること

- 〇契約書の記載事項(運搬・処分共通記載事項)
- ①委託する(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量
- ②委託契約の有効期間
- ③委託者が受託者に支払う料金
- ④受託者の事業の範囲
- ⑤委託者の有する適正処理のために必要な事項に 関する情報
 - ア 性状および荷姿
 - イ 腐敗、揮発等性状の変化

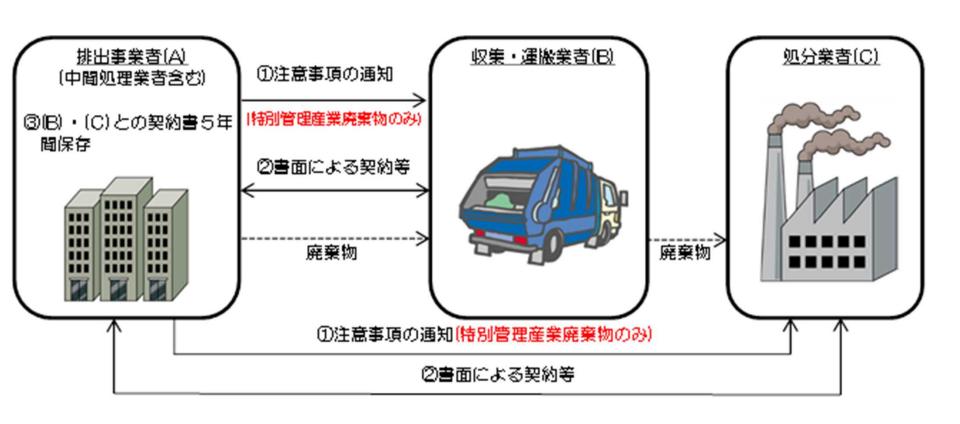
産業廃棄物の適正処理

⑦委託契約のルール (委託基準)

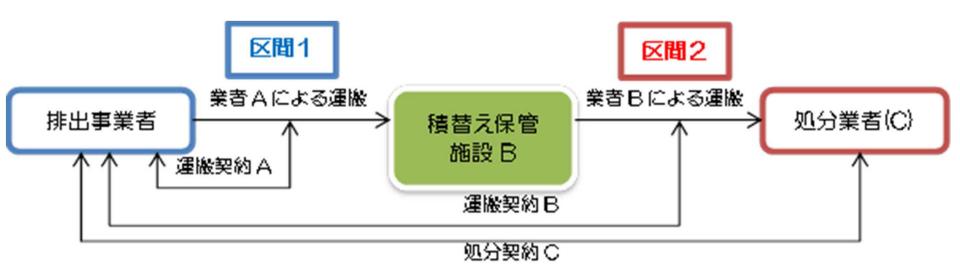
- ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- エ 日本工業規格C0950号に規定する含有マーク表示
- オ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合にはそ の旨
- カ その他取扱いに関する注意事項
- ⑥当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更が あった場合の当該情報の伝達
- ⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告
- ⑧契約を解除した場合の処理されない産業廃棄 物の取扱い

- ■収集運搬契約の記載事項
- (9)運搬の最終目的地の所在地
- (10)積替え保管の場所に関する事項
- ■処分契約の記載事項
- ⑪輸入された廃棄物を取扱う場合には、その旨
- (12)処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生 の方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力
- (13)最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及 び最終処分に係る施設の処理能力 31

契約から収集運搬・処分までの流れ



区間委託の例



〇再委託の禁止

再委託は原則禁止されています。

○委託契約のルール(委託基準)に違反 した場合は、懲役もしくは罰金又はそ の併科となります。 さらに、両罰規定として、これらの者が 所属する法人に対しては、それぞれ該 当する罰金が科せられます。

産業廃棄物の適正処理8マニフェストのルール

〇マニフェスト(産業廃棄物管理票)とは?

マニフェストは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者(産業廃棄物処理業者)に対して管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることで、委託契約どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認する制度です。

産業廃棄物の適正処理 8マニフェストのルール

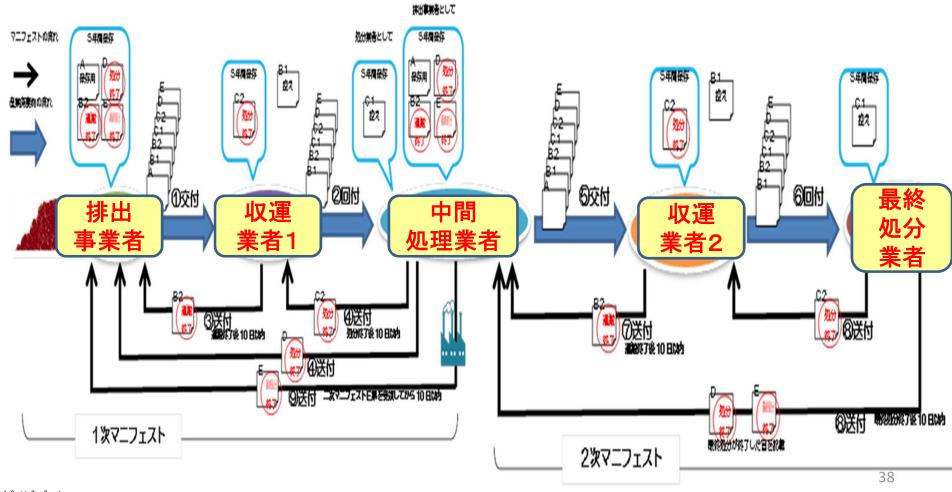
〇マニフェストのルール

- 排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストに必要事項を記載して交付しなければなりません。
- 産業廃棄物の種類ごとに交付することを原則としていますが、一体不可分で混合している場合にはこれを一つの廃棄物として管理票を交付してかまいません。
- 運搬車輌ごと、行き先ごとに交付しなければなりませんが、同一の産業廃棄物を複数の車輌で同時に運搬する場合、それを一つの引渡しとして交付することができます。

36

- ビルの管理者等が廃棄物の集積場所を提供する場合には、当該集積場所の提供者がマニフェストを交付してもかまいませんが、この場合でも委託契約書は個々の排出事業者が予め締結しておく必要があります。
- マニフェストの様式は、定められた必要事項を満たせば各業種の特性に応じて記入欄を追加したものを使用してもかまいません。
- マニフェストの写しは5年間保存しなければなりません。

〇マニフェストの流れ



〇マニフェストの記入方法

斜線を引きます。

排出事業者關

排出事業者の名称・住所・ 電話番号を記入します。

建第两栗沟棚

産業廃棄物の種類の設当す る項目にチェックマークを 入れ、名称、数量、類姿、 処分方法などを記入しま す。

運搬受託者機

建業廃棄物を運搬する業者 の名称・住所・電話番号を _カ・科ラッチを5

交付年月日期

マニフェストを交付した 年月日を記入します。

交付担当者制

交付した担当者が署名様 卸します。

保守 - 法位保

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票 (直行用)

## Δ # Δ Δ 2000000019 3	2.11 報刊	was was		
^{長名以名称} 〇〇家房(帯)		** OORROOIM		
15 TOOO-OOO \$1559 038-000-0000	*	MAN TOOO-OOO THE 080-OOO-OOO		
沖復票○○市○○町△-△	場場	沖福駅 00市00町ム-ム		

700 商人から	□1200 宝萬(十	□ 7000 51大性風液	□ 1404 型X25(有音)	1トン	ドラム缶	
000 汚泥	□ 1000 (220- 解除)	7010 包火性推進(有害)	2425 廃油(有害)	11-5	1.200	
000 廃油	□1400 組まい	7100 強酸	□ NOS 汚泥(有害)	産業産業物の名称		
400 度数	1500 of th 8 18	□7110 強酸(有害)	[] 7427 廣酸(有害)	860	列方尼	
800 度アルかり	□ 1600 家畜のふん尿	□ 7200 強アルかり	NO BYANGER	有害的其等	処分方法	

0800 末くず 1900 13号度重物 7410 PCBW 701 度石結算 4000 BRAKESTER 742 指定下水汽流 1000 動植物性排水

排出事業場關

実際に建築選集物を出す場

所の名称・所在地・電話番

号を記入します。

中間処理業者の記入機

ささは記入不要です。

最終処分の場所機

堆肥化

「受託契約書記載のとお り」をチェックするか、虚 第落葉物が最終処分される 処分場の名称・所在地・電

話番号を記入します。



最終処分終了年月日、最終処分を 行った場所などが記入されます。 「受託契約書記載のとおり」をチェックするか、虚 第3第第約が最終処分される 処分場の名称・所在地・電 話番号を記入します。

運搬先の事業場欄

建業所集物が扱入される処 分業者の処分事業場の名 称・所在地・電話番号を記 入します。 仲間処理を行う場合は中 間処理業者の処分事業場の 名称・所在地等を記入します。

照合罹税害

B2票、D票、E票が返送 されてきたら、それぞれA 票と照合確認し、その日付 を記入します。

マニフェストの交付後、交付の日から90日を経過してもB2票又はD票の写しの送付を受けない場合、交付の日から180日を経過してもE票の写しの送付を受けない場合

⇒排出事業者は、その処理の状況を把握し、必要な措置を講じなければなりません。

講じた措置について、定められた様式により、マニフェストの送付期限を過ぎた日から30日以内に都道府県知事等に届けなければなりません。

- 〇マニフェストのルールに違反した場合の罰則
 - •マニフェストを交付しない場合
 - マニフェストに必要事項を記入しない場合
 - マニフェストに虚偽の記載をした場合
 - •マニフェストの保存義務に違反した場合

は、懲役もしくは罰金又はその併科となります。

さらに、両罰規定として、これらの者が所属する 法人に対しては、それぞれ該当する罰金が科せら れます。

前年度1年間のマニフェストの交付状況について、 都道府県知事等に報告しなければなりません



産業廃棄物の適正処理 9建設工事に伴う廃棄物の処理責任

建設工事(土木建築に関する工事であって、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む)に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者になります。



元請業者が、廃棄物を自ら適正に処理するか、委託して処理しなければなりません。

産業廃棄物の適正処理 ③建設工事に伴う廃棄物の処理責任

建設工事に伴い生ずる廃棄物は、元請業者が排出事業者とされているため、下請負人が、その廃棄物の処理を委託することはできません!



下請負人が廃棄物の処理を委託した場合には、元請業者は委託基準違反になります!

産業廃棄物の適正処理 ⑨建設工事に伴う廃棄物の処理責任

〇下請負人は、建設工事現場内で廃棄物の保管をすることができます。その場合、下請 負人も排出事業者とみなし、保管基準が適 用されます。

〇下請負人は、産業廃棄物処理業の許可業者であって、元請業者と処理委託契約を締結しなければ、廃棄物を運搬することはできません。

産業廃棄物の適正処理 ③建設工事に伴う廃棄物の処理責任

ただし、下請負人は、元請業者と書面による請負契約を締結し、下表の条件を全て満たす場合、収集運搬業の許可を有していなくても、産業廃棄物を運搬することができます。

工事の種類及び請負代金

建築物等の維持修繕工事 又は瑕疵の補修工事で あって、当該工事の請負代 金の額が500万円以下であ るもの

運搬の条件

1回に運搬する廃棄物が1m3以下であるもの

発生都道府県又は隣接都道府県に運搬するもの

運搬途中に保管を伴わないもの

運搬先が廃棄物処理施設又は元請業者が使用権 限を有する廃棄物保管場所

特別管理産業廃棄物でないもの

カ イト ブックP19, P20

排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況を確認するとともに、産業廃棄物を排出してから最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

- 〇排出事業者が不法投棄物の撤去を命令される 場合
 - ①委託契約のルールを守っていない場合
 - ②マニフェストのルールを守っていない場合
 - ③不法投棄をした処理業者に資力が無く、 かつ次のいずれかに該当する場合
 - 著しく安い料金で委託した場合
 - 不法投棄を知りつつ委託した場合
 - その他責めに帰する事由がある場合(処理状況の確認を行っていない場合も該当する可能性がある)□

- 〇実際に、廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した排出事業者もいます。
- 〇不法投棄された廃棄物の撤去を命令された場合、社名や事件の内容が、県のホームページに公表されます。

- 〇適正な処理料金かどうかを把握し、安さだけ を判断基準にしない
 - 例)複数の処理業者から見積もりを取り、極端に 安い業者には委託しない

- 〇不適正な処理を行うおそれのある産業廃棄物処 理業者でないか把握する
 - 例)委託先の中間処理業者(破砕や焼却など)と 最終処分業者(埋立)の間で取り交わされた 委託契約書の提出を求めて確認する
 - 例)委託しようとする産業廃棄物処理業者の処理 施設の現況を実地確認する
- 〇委託した廃棄物の処理状況を確認する努力をする
 - 例)委託先の処理施設を実地確認する

〇カレーチェーン店等から処分委託された 食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者に より、食品として転売された事案 ⇨処分委託された食品廃棄物を、実際 には転売したが、処分したとマニフェス トの虚偽報告を行った

- 〇この件についての環境省の指摘
 - •排出事業者の現地確認が不十分だったのではないか?
 - 処理料金は適正だったのか?
 - ・今後、行政は、排出事業者責任が果たされるよう、厳しく 排出事業者の責任を追及すべき
- ○環境省は、排出者事業者責任の周知徹底に力を注いで います □

排出事業者責任が、より一層重要視されてきています!

おわりに

廃棄物処理法の趣旨を理解し、廃棄物を適正に処理してくださるようお願いします。